

農地法第3条申請について (農地の権利移動の許可申請)

- ・申請書 1部
 - ・添付書類 各1部
 - ※ ① 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)
 - ※ ② 公図 (申請地に隣接する農地の地番、地目、所有者を明示)
 - ③ 位置図 (住宅地図等)
- 新規就農、現在の耕作地が1,000㎡以下、取得者と申請地が離れている等の場合
→営農計画書
- 登記事項証明と所有者の住所が異なる場合、申請者が町外の場合
→住民票又は戸籍附票
- 取得者が町外の場合
→住民票又は戸籍附票、耕作事項証明書
- 代理による申請の場合
→委任状(自署)
- ※印のあるものについては原本の提出が必要

◆農地を取得しようとする方は、以下の条件を満たす必要があります。

- ・取得後に農地等の全てを効率的に利用して耕作が行われると認められること
- ・取得者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること

串本町役場 産業課内
串本町農業委員会事務局
TEL:0735-62-0558 FAX:0735-62-6970